

令和3年2月定例県議会付議案

目 次

議案第 1 号	令和3年度鳥取県一般会計予算	1
議案第 2 号	同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算	25
議案第 3 号	同 鳥取県公債管理特別会計予算	29
議案第 4 号	同 鳥取県給与集中管理特別会計予算	33
議案第 5 号	同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算	36
議案第 6 号	同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	39
議案第 7 号	同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算	43
議案第 8 号	同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算	46
議案第 9 号	同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算	49
議案第 10号	同 鳥取県県営林事業特別会計予算	52
議案第 11号	同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算	55
議案第 12号	同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	59
議案第 13号	同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算	62
議案第 14号	同 鳥取県収入証紙特別会計予算	66
議案第 15号	同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算	69
議案第 16号	同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算	72
議案第 17号	同 鳥取県天神川流域下水道事業会計予算	77
議案第 18号	同 鳥取県営電気事業会計予算	81

議案第19号	令和3年度鳥取県営工業用水道事業会計予算	85
議案第20号	同 鳥取県営埋立事業会計予算	89
議案第21号	同 鳥取県営病院事業会計予算	92

一 般 会 計

議案第 1 号

令和 3 年度鳥取県一般会計予算

令和 3 年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 5 6, 7 5 9, 2 9 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費（賃金に係る共済費を除く。）、旅費（特別旅費を除く。）、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料に係る予算額に過不

足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	52,229,714 <small>千円</small>
	1 県 民 税	17,580,752
	2 事 業 税	10,188,918
	3 地 方 消 費 税	10,800,439
	4 不 動 産 取 得 税	914,262
	5 県 た ば こ 税	595,904
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	81,690
	7 軽 油 引 取 税	4,796,524
	8 自 動 車 税	7,254,917
	9 鉱 区 税	734
	10 狩 猟 税	6,635
	11 産 業 廃 棄 物 処 分 場 税	7,348
	12 旧 法 に よ る 税	1,591
2 地 方 消 費 税 清 算 金		25,948,424
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	25,948,424
3 地 方 譲 与 税		7,957,428
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	6,205,808
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,560,089

款	項	金 額
	3 石油ガス譲与税	51,057 ^{千円}
	4 自動車重量譲与税	46,656
	5 森林環境譲与税	69,598
	6 航空機燃料譲与税	24,220
4 地方特例交付金		208,057
	1 地方特例交付金	208,057
5 地方交付税		139,746,000
	1 地方交付税	139,746,000
6 交通安全対策特別交付金		123,979
	1 交通安全対策特別交付金	123,979
7 分担金及び負担金		560,462
	1 分 担 金	18,595
	2 負 担 金	541,867
8 使用料及び手数料		4,078,859
	1 使 用 料	3,095,687
	2 手 数 料	983,172
9 国庫支出金		61,768,208
	1 国庫負担金	15,262,237
	2 国庫補助金	45,171,816
	3 委 託 金	1,334,155
10 財産収入		830,493
	1 財産運用収入	224,491

款	項	金額
	2 財産売却収入	606,002 ^{千円}
11 寄附金		379,457
	1 寄附金	379,457
12 繰入金		11,294,725
	1 特別会計繰入金	27,411
	2 基金繰入金	11,267,314
13 繰越金		2,000,000
	1 繰越金	2,000,000
14 諸収入		7,576,484
	1 延滞金、加算金及び過料	60,748
	2 県預金利子	1,458
	3 公営企業貸付金元利収入	334,000
	4 貸付金元利収入	1,189,523
	5 受託事業収入	686,665
	6 収益事業収入	1,506,930
	7 利子割精算金収入	1
	8 雑収入	3,797,159
15 県債		42,057,000
	1 県債	42,057,000
歳入合計		356,759,290

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 880,555
	1 議 会 費	880,555
2 総 務 費		31,634,397
	1 総 務 管 理 費	14,631,776
	2 企 画 費	11,083,390
	3 徴 税 費	1,957,429
	4 市 町 村 振 興 費	1,390,111
	5 選 挙 費	501,090
	6 防 災 費	1,570,054
	7 統 計 調 査 費	276,427
	8 人 事 委 員 会 費	112,965
	9 監 査 委 員 費	111,155
3 民 生 費		48,698,950
	1 社 会 福 祉 費	35,213,341
	2 児 童 福 祉 費	12,984,145
	3 生 活 保 護 費	496,436
	4 災 害 救 助 費	5,028
4 衛 生 費		24,453,598
	1 公 衆 衛 生 費	13,140,356
	2 環 境 衛 生 費	3,427,110

款	項	金額
	3 保 健 所 費	1,083,288 ^{千円}
	4 医 薬 費	6,802,844
5 勞 働 費		2,127,900
	1 勞 政 費	1,133,895
	2 職 業 訓 練 費	897,919
	3 勞 働 委 員 会 費	96,086
6 農 林 水 産 業 費		22,908,402
	1 農 業 費	5,355,423
	2 畜 産 業 費	1,851,687
	3 農 地 費	5,766,038
	4 林 業 費	7,840,636
	5 水 産 業 費	2,094,618
7 商 工 費		16,191,543
	1 商 業 費	6,861,163
	2 工 鉱 業 費	7,651,009
	3 観 光 費	1,679,371
8 土 木 費		45,457,092
	1 土 木 管 理 費	1,303,205
	2 道 路 橋 り よ う 費	23,374,919
	3 河 川 海 岸 費	12,424,597
	4 港 湾 費	3,729,837
	5 都 市 計 画 費	2,053,584

款	項	金額
	6 住 宅 費	2,570,950 ^{千円}
9 警 察 費		17,169,537
	1 警 察 管 理 費	14,943,047
	2 警 察 活 動 費	2,226,490
10 教 育 費		63,992,856
	1 教 育 総 務 費	7,410,684
	2 小 学 校 費	21,054,717
	3 中 学 校 費	13,633,934
	4 高 等 学 校 費	13,032,803
	5 特 別 支 援 学 校 費	6,654,777
	6 社 会 教 育 費	1,723,998
	7 保 健 体 育 費	481,943
11 災 害 復 旧 費		5,132,473
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,575,460
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,557,013
12 公 債 費		50,810,820
	1 公 債 費	50,810,820
13 諸 支 出 金		27,151,167
	1 公 營 企 業 支 出 金	308,120
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	11,696,615
	3 利 子 割 交 付 金	73,575
	4 配 当 割 交 付 金	255,516

款	項	金額
	5 株式等譲渡所得割交付金	209,194 ^{千円}
	6 法人事業税交付金	733,242
	7 地方消費税交付金	13,285,306
	8 ゴルフ場利用税交付金	57,183
	9 環境性能割交付金	152,322
	10 利子割精算金	94
	11 県税還付金	380,000
14 予備費		150,000
	1 予備費	150,000
歳出	合計	356,759,290

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
S D G s 推 進 事 業	令和4年度から 令和7年度まで	千円 2,880
鳥 取 県 S D G s 推 進 モ デ ル 創 出 補 助	令和4年度	補助金総額3,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
新 聞 テ レ ビ 等 広 報 費	令和4年度から 令和8年度まで	80,868
男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー 費	令和4年度から 令和8年度まで	8,262
と っ と り ワ ー ケ ー シ ョ ン 推 進 事 業 補 助	令和4年度から 令和5年度まで	補助金総額6,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
鳥取県未来人材育成奨学金支援事業	令和4年度から 令和17年度まで	181,976
広 域 支 援 体 制 整 備 総 合 事 業	令和4年度から 令和8年度まで	5,209
危 機 管 理 情 報 運 用 事 業	令和4年度から 令和7年度まで	35,240
県 庁 舎 設 備 管 理 事 業	令和4年度	112,693
税 外 未 収 金 回 収 関 連 強 化 事 業	令和4年度から 令和5年度まで	債権回収額1,000円当たり286円を乗 じて得た額
税 務 シ ス テ ム 運 用 事 業	令和4年度から 令和8年度まで	27,196
鳥取情報ハイウェイ管理運営事業	令和4年度から 令和8年度まで	20,175
鳥 取 ど こ で も W i - F i 事 業	令和4年度	948
鳥 取 県 自 治 体 I C T 共 同 化 推 進 協 議 会 に よ る 共 同 化 事 業	令和4年度	1,979
県 庁 業 務 継 続 力 強 化 事 業	令和4年度から 令和8年度まで	1,534,530
県 庁 基 幹 シ ス テ ム 運 用 事 業	令和4年度から 令和8年度まで	404,292
庁 内 L A N シ ス テ ム 管 理 運 営 事 業	令和4年度から 令和9年度まで	562,437

事 項	期 間	限 度 額
電子決裁・総合文書管理システム事業	令和4年度	千円 1,150
総合行政・住基ネットワーク等運営事業	令和4年度から 令和8年度まで	77,125
集中化業務事務費	令和4年度	1,725
職員宿舍管理事業費	令和4年度	2,010
公民連携推進事業補助	令和4年度	補助金総額8,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
グラウンド・ゴルフ聖地化推進事業	令和4年度	3,408
ワールドマスターズゲームズ関西開催準備事業	令和4年度	4,500
地域バス交通等体系整備助 支 援 事 業 補 助	令和4年度	補助金総額250,009千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
若桜線維持存続事業	令和4年度から 令和14年度まで	5,291
地域交通体系鳥取モデル 構 築 事 業	令和4年度	201,818
史跡青谷上寺地遺跡整備事業	令和4年度	904,346
福祉保健部（子ども発達支援課） 管 理 運 営 費	令和4年度から 令和8年度まで	798
外国人受入事業所に対する 学 習 強 化 事 業	令和4年度から 令和5年度まで	4,800
がん対策推進事業	令和4年度から 令和5年度まで	18,100
医師確保奨学金等貸付事業	令和4年度から 令和9年度まで	355,200
保育教諭確保等のための 資 格 等 取 得 支 援 事 業	令和4年度	22,968
保育所等整備事業	令和4年度	30,952
退所児童等アフターケア事業	令和4年度から 令和33年度まで	3,000
児童扶養手当支給事業	令和4年度から 令和7年度まで	2,532
私立学校施設整備費補助金	令和4年度から 令和12年度まで	65,759

事 項	期 間	限 度 額
福祉相談センター管理運営費	令和4年度から 令和7年度まで	千円 1,020
環境汚染等総合対策事業	令和4年度から 令和13年度まで	48,763
次世代自動車普及促進事業	令和4年度から 令和11年度まで	20,119
家庭の省エネ・再エネ 快適生活促進事業補助	令和4年度	補助金総額26,588千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
鳥取発地産エネルギー 活用推進事業補助 (計画策定・可能性調査支援)	令和4年度から 令和5年度まで	補助金総額12,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
鳥取発地産エネルギー 活用推進事業補助 (事業化支援)	令和4年度から 令和5年度まで	補助金総額15,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
ISO17025認定維持及び 精度管理事業	令和4年度	委託料総額532千円を限度として、令 和3年度に契約した額から令和3年 度に支出した額を差し引いた額
気候変動による水環境への 影響調査等事業 (地域気候変動適応センター事業)	令和4年度から 令和5年度まで	12,383
産業廃棄物適正処理推進事業	令和4年度	3,504
地域で進める緑のまちづくり事業	令和4年度から 令和5年度まで	1,000
とっとり健康省エネ住宅 普及促進事業	令和4年度	補助金総額34,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
県営住宅維持管理費	令和4年度から 令和7年度まで	75,332
公営住宅整備事業	令和4年度	341,304
とっとり住まいる支援事業補助	令和4年度	補助金総額362,100千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
「とっとり匠の技」活用 りモデル助成事業補助	令和4年度	補助金総額1,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
県営住宅上粟島団地建替事業	令和4年度	2,924

事 項	期 間	限 度 額
湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業	令和4年度	千円 4,734
”ラムサール条約登録湿地”中海の水質浄化対策とワイズユース推進事業	令和4年度	1,300
とっどりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用事業	令和4年度から 令和5年度まで	11,640
大山自然歴史館管理運営事業	令和4年度から 令和8年度まで	164,555
工業団地整備支援事業	令和4年度から 令和32年度まで	60,834
鳥取県産業成長応援補助金	令和4年度から 令和6年度まで	補助金総額790,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
リサイクル製品販売促進事業補助	令和4年度	補助金総額350千円を限度として、令 和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた額
とっどり先駆型ラボ誘致・育成補助	令和4年度から 令和6年度まで	補助金総額13,800千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
起業創業トライ補助	令和4年度から 令和5年度まで	補助金総額12,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
スタートアップ応援事業補助	令和4年度から 令和6年度まで	補助金総額37,764千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
とっどりDX推進事業補助	令和4年度から 令和5年度まで	補助金総額18,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
革新的事業創出支援事業補助	令和4年度から 令和5年度まで	補助金総額23,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
医工連携推進事業補助	令和4年度から 令和5年度まで	補助金総額17,500千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
創業のゆりかご形成事業補助 (バイオ・創業企業 ステップアップ支援型)	令和4年度	補助金総額30,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額

事 項	期 間	限 度 額
創業のゆりかご形成事業 (利子補給ほか)	令和4年度から 令和8年度まで	千円 5,059
事業承継促進事業補助	令和4年度	補助金総額2,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
企業自立サポート事業 (制度金融費) に係る損失補償	令和3年度から、 金銭消費貸借に係 る契約書に定める ところにより償還 が完了する日が属 する年度の翌年度 まで。ただし、条 件変更措置を受け て貸付期間を延長 した場合は、その 延長した後の償還 が完了する日が属 する年度の翌年度 まで	鳥取県信用保証協会が金融機関に対 して行う代位弁済額から日本政策金 融公庫の保険金補填額及び全国信用 保証協会連合会の損失補償額を控除 した額の2分の1を限度とする額
鳥取県版経営革新総合支援事業	令和4年度から 令和8年度まで	3,531
ニューノーマル(新常态)型 海外需要獲得強化支援事業補助	令和4年度	補助金総額3,000千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
働きやすい鳥取県づくり 推進事業補助	令和4年度	補助金総額2,400千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
職業訓練改革強化事業	令和4年度から 令和5年度まで	6,215
職業訓練事業費	令和4年度から 令和6年度まで	97,201
鳥取県立鳥取ハローワーク 管理運営事業	令和4年度から 令和5年度まで	22,300
食の安全・安心プロジェクト 推進事業補助	令和4年度から 令和6年度まで	補助金総額10,500千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
農の雇用ステップアップ 支援事業補助	令和4年度	補助金総額37,981千円を限度として、 令和3年度に交付決定した額から令 和3年度に交付した額を差し引いた 額
鳥取発!アグリスタート 研修支援事業	令和4年度	5,902
集落営農体制強化支援事業	令和4年度から 令和5年度まで	1,780

事 項	期 間	限 度 額
農業金融利子補給等総合支援事業	令和4年度から 令和23年度まで	千円 102,036
公益財団法人鳥取県 農業農村担い手 育成機構借入金損失補償	令和3年度から、 損失補償契約に定 めるところにより 損失補償をする日 の属する年度まで	融資元金24,800千円について損失補償契約に定める最終償還期限日到来後10か月を経過した日において公益社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかった元金合計額（延滞金及び違約金を含む。）に相当する金額
県営農業用河川工作物 応急対策事業	令和4年度	160,000
園芸試験場管理運営費	令和4年度から 令和8年度まで	1,406
気候・風土に適応した砂丘ラッキョウ・ナガイモの安定生産技術の確立	令和4年度	127
種雄牛造成和牛産肉能力検定 肥育牛枝肉所得補償	令和3年度から、 現場後代検定推進 契約に定めるところ により損失補償を する日の属する 年度まで	県が行う種雄牛候補牛の現場検定に協力した肥育農家が適正に飼育・出荷した検定牛の販売価格が、再生産可能な額を下回った場合において、当該再生産に必要な額から出荷日の2等級と3等級の枝肉の平均価格に出荷牛の枝肉重量を乗じた額を減じた額
県優良種雄牛造成事業	令和4年度	329
中小家畜試験場管理運営費	令和4年度から 令和11年度まで	9,014
鳥取県版緑の雇用支援事業補助	令和4年度	補助金総額16,860千円を限度として、令和3年度に交付決定した額から令和3年度に交付した額を差し引いた額
公益財団法人鳥取県造林 公社の日本政策金融公庫 借入金に係る損失補償	日本政策金融公庫 が公益財団法人鳥 取県造林公社に資 金を貸付けたとき から、当該貸付金 の最終償還期限到 来後、10か月の期 間が満了し、日本 政策金融公庫が補 償の履行日として 指定する日まで	借入元本292,000千円の償還期限到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、日本政策金融公庫が弁済を受けることができなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行日までの利率年11.0%に相当する利息
分収造林促進費	令和4年度から 令和22年度まで	68,020
非住宅木造建築拡大推進事業補助	令和4年度	補助金総額10,376千円を限度として、令和3年度に交付決定した額から令和3年度に交付した額を差し引いた額

事 項	期 間	限 度 額
漁 業 金 融 対 策 費	令和4年度から 令和23年度まで	千円 104,082
栽培漁業センター管理運営費	令和4年度	20,208
鳥 取 県 版 河 川・道 路 ボ ラ ン テ ィ ア 促 進 事 業	令和4年度から 令和5年度まで	10,800
除 雪 事 業	令和4年度	20,000
地 域 高 規 格 道 路 整 備 事 業	令和4年度から 令和6年度まで	7,614,000
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (県 道 改 良)	令和4年度	302,000
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (広 域 連 携 (道 路))	令和4年度	160,000
大 規 模 特 定 河 川 事 業	令和4年度	550,000
米 子 空 港 関 係 管 理 費	令和4年度から 令和5年度まで	10,146
コ ン ビ ニ 収 納 事 務 委 託	令和4年度から 令和7年度まで	1件当たり62円に収納取扱件数を乗じて得た額
警 察 職 員 費	令和4年度	16,969
警 察 情 報 シ ス テ ム 運 営 費	令和4年度から 令和9年度まで	38,491
警 察 財 産 管 理 費	令和4年度	110,458
一 般 警 察 活 動 ・ 人 材 育 成 費	令和4年度から 令和7年度まで	956
捜 査 活 動 運 営 費	令和4年度	265
鑑 識 活 動 運 営 費	令和4年度から 令和10年度まで	47,943
交 通 指 導 取 締 費	令和4年度から 令和9年度まで	152,948
交 通 安 全 施 設 整 備 費 (信 号 機 等 整 備 事 業)	令和4年度から 令和9年度まで	8,800
I C T 環 境 整 備 事 業	令和4年度から 令和8年度まで	566,708
教 育 財 産 管 理 事 業 費	令和4年度から 令和12年度まで	7,200
高 等 学 校 校 務 シ ス テ ム 管 理 運 営 事 業	令和4年度から 令和6年度まで	3,750
教 育 実 習 設 備 整 備 費	令和4年度から 令和8年度まで	42,540

事 項	期 間	限 度 額
船上山少年自然の家運営費	令和4年度から 令和5年度まで	千円 1,710
大山青年の家運営費	令和4年度から 令和5年度まで	1,858
図書館運営費	令和4年度から 令和8年度まで	192,675
企画展開催費	令和4年度	95,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理費	537,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
私立学校振興費	8,000	同上	同上	同上
総合事務所費	17,000	同上	同上	同上
計画調査費	1,276,000	同上	同上	同上
スポーツ振興費	291,000	同上	同上	同上
文化財保護費	599,000	同上	同上	同上
埋蔵文化財センター費	9,000	同上	同上	同上
防災総務費	43,000	同上	同上	同上
消防連絡調整費	10,000	同上	同上	同上
消防学校費	27,000	同上	同上	同上
社会福祉総務費	29,000	同上	同上	同上
老人福祉費	15,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
障がい者自立支援事業費	17,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
児童福祉総務費	89,000	同上	同上	同上
児童福祉施設費	30,000	同上	同上	同上
生活保護総務費	19,000	同上	同上	同上
衛生環境研究所費	216,000	同上	同上	同上
環境保全費	128,000	同上	同上	同上
職業訓練校費	13,000	同上	同上	同上
農業総務費	95,000	同上	同上	同上
農業試験場費	19,000	同上	同上	同上
園芸試験場費	13,000	同上	同上	同上
農業大 학교費	12,000	同上	同上	同上
畜産振興費	10,000	同上	同上	同上
家畜保健衛生費	14,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小家畜試験場費	16,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
土地改良費	202,000	同上	同上	同上
農地防災事業費	267,000	同上	同上	同上
林業振興費	17,000	同上	同上	同上
造林費	194,000	同上	同上	同上
林道費	344,000	同上	同上	同上
治山費	549,000	同上	同上	同上
水産業振興費	24,000	同上	同上	同上
漁港管理費	22,000	同上	同上	同上
漁港建設費	176,000	同上	同上	同上
水産基盤整備事業費	33,000	同上	同上	同上
栽培漁業センター費	48,000	同上	同上	同上
中小企業振興費	9,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業技術センター費	45,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
観光費	46,000	同上	同上	同上
土木総務費	103,000	同上	同上	同上
道路橋りょう維持費	2,650,000	同上	同上	同上
道路橋りょう新設改良費	3,337,000	同上	同上	同上
河川総務費	2,018,000	同上	同上	同上
河川改良費	1,944,000	同上	同上	同上
砂防費	2,229,000	同上	同上	同上
海岸保全費	289,000	同上	同上	同上
港湾管理費	197,000	同上	同上	同上
港湾建設費	232,000	同上	同上	同上
空港費	108,000	同上	同上	同上
街路事業費	228,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園費	116,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
住宅建設費	497,000	同上	同上	同上
警察施設費	506,000	同上	同上	同上
交通指導取締費	212,000	同上	同上	同上
教育財産管理費	464,000	同上	同上	同上
博物館費	9,000	同上	同上	同上
青少年社会教育施設費	87,000	同上	同上	同上
生涯学習センター費	52,000	同上	同上	同上
耕地災害復旧費	1,000	同上	同上	同上
林道施設災害復旧費	17,000	同上	同上	同上
治山施設災害復旧費	66,000	同上	同上	同上
治山施設等災害関連事業費	115,000	同上	同上	同上
漁港施設災害復旧費	81,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設災害復旧費	1,168,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
港湾災害復旧費	142,000	同上	同上	同上
空港災害復旧費	11,000	同上	同上	同上
直轄道路事業費	1,989,000	同上	同上	同上
直轄河川事業費	177,000	同上	同上	同上
直轄海岸保全事業費	65,000	同上	同上	同上
直轄砂防事業費	148,000	同上	同上	同上
直轄港湾事業費	69,000	同上	同上	同上
直轄空港事業費	63,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧費	200,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	16,939,000	同上	同上	同上

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。

特 別 会 計

議案第 2 号

令和 3 年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

令和 3 年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,788,337 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		1,788,316 <small>千円</small>
	1 用品調達事業収入	483,618
	2 自動車管理事業収入	227,078
	3 集中管理事業収入	1,077,620
2 諸収入		21
	1 雑収入	21
歳 入	合 計	1,788,337

歳 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		1,788,337 <small>千円</small>
	1 用 品 調 達 事 業 費	483,618
	2 自 動 車 管 理 事 業 費	227,078
	3 集 中 管 理 事 業 費	1,077,641
歳 出	合 計	1,788,337

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公 用 車 リ ー ス 料 (平成19年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 2,182
公 用 車 リ ー ス 料 (平成21年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	3,718
公 用 車 リ ー ス 料 (平成23年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	5,508
公 用 車 リ ー ス 料 (平成25年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	29,064
公 用 車 リ ー ス 料 (平成27年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	19,044
公 用 車 リ ー ス 料 (令和3年度契約分)	令和4年度から 令和9年度まで	403,092

議案第 3 号

令和 3 年度鳥取県公債管理特別会計予算

令和 3 年度鳥取県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 2, 6 3 0, 0 8 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		51,357,202 <small>千円</small>
	1 一 般 会 計 繰 入 金	50,809,522
	2 減 債 基 金 繰 入 金	547,680
2 県 債		11,272,880
	1 県 債	11,272,880
歳 入	合 計	62,630,082

歲 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		62,630,082 <small>千円</small>
	1 公 債 費	62,630,082
歲 出 合 計		62,630,082

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	11,272,880 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	11,272,880	/	/	/

議案第 4 号

令和 3 年度鳥取県給与集中管理特別会計予算

令和 3 年度鳥取県の給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8, 1 1 4, 6 9 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給与等振替収入		28,114,690 ^{千円}
	1 給与等振替収入	28,114,690
歳 入	合 計	28,114,690

歳 出		
款	項	金 額
1 給 与 費		28,114,690 <small>千円</small>
	1 給 与 費	28,114,690
歳 出 合 計		28,114,690

議案第 5 号

令和 3 年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算

令和 3 年度鳥取県の国民健康保険運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 2, 8 7 0, 3 5 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険運営事業収入		52,870,357 ^{千円}
	1 分担金及び負担金	13,770,596
	2 国庫支出金	15,082,226
	3 療養給付費等交付金	1
	4 前期高齢者交付金	20,622,043
	5 共同事業交付金	54,321
	6 財産収入	33
	7 繰入金	3,340,129
	8 繰越金	1,000
	9 諸収入	8
歳 入	合 計	52,870,357

歳 出		
款	項	金 額
1 国民健康保険運営事業費		千円 52,870,357
	1 国民健康保険運営事業費	52,794,424
	2 総 務 費	65,933
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		52,870,357

議案第 6 号

令和 3 年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計予算

令和 3 年度鳥取県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 4, 1 8 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,514
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,514
2 諸 収 入		31,670
	1 県 預 金 利 子	3
	2 貸 付 金 元 利 収 入	31,629
	3 雑 入	38
歳 入 合 計		34,184

歲 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費		千円 34,184
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費	34,184
歲 出	合 計	34,184

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	令和4年度から 令和8年度まで	千円 62,772

議案第 7 号

令和 3 年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別 会計予算

令和 3 年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 5, 8 1 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 32,995
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,995
2 繰 越 金		230
	1 繰 越 金	230
3 諸 収 入		22,591
	1 県 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	22,490
	3 雑 入	100
歳 入 合 計		55,816

歳 出		
款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 費 貸 付 事 業 費		千円 55,816
	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 費 貸 付 事 業 費	55,816
歳 出 合 計		55,816

議案第 8 号

令和 3 年度鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和 3 年度鳥取県の就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 0, 9 6 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		15,781 ^{千円}
	1 繰越金	15,781
2 諸収入		15,188
	1 貸付金元利収入	14,963
	2 県預金利子	1
	3 雑入	224
歳 入	合 計	30,969

歳 出		
款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		千円 30,969
	1 就農支援資金貸付事業費	30,969
歳 出 合 計		30,969

議案第9号

令和3年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

令和3年度鳥取県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,127
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,127
2 繰 越 金		29,346
	1 繰 越 金	29,346
3 諸 収 入		30,657
	1 貸 付 金 元 利 収 入	30,654
	2 県 預 金 利 子	3
歳 入	合 計	61,130

歳 出		
款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費		千円 61,130
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	61,130
歳 出	合 計	61,130

議案第 10 号

令和 3 年度鳥取県県営林事業特別会計予算

令和 3 年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 118,165 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 10,036
	1 国 庫 補 助 金	10,036
2 財 産 収 入		17,541
	1 財 産 売 払 収 入	17,494
	2 財 産 運 用 収 入	47
3 繰 入 金		90,287
	1 一 般 会 計 繰 入 金	90,287
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		300
	1 雑 収 入	300
歳 入 合 計		118,165

歳 出		
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		千円 79,981
	1 職 員 費	34,980
	2 保 育 事 業 費	21,547
	3 処 分 事 業 費	8,629
	4 管 理 事 業 費	14,825
2 公 債 費		38,184
	1 公 債 費	38,184
歳 出 合 計		118,165

議案第 1 1 号

令和 3 年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

令和 3 年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 4 8, 6 7 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 122,935
	1 使 用 料	122,935
2 繰 入 金		119,639
	1 一 般 会 計 繰 入 金	119,639
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,103
	1 雑 入	6,103
歳 入 合 計		248,678

歲 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		197,864 ^{千円}
	1 事 業 費	197,864
2 公 債 費		50,814
	1 公 債 費	50,814
歲 出 合 計		248,678

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
鳥取県営境港水産物 地方卸売市場管理委託	令和4年度から 令和5年度まで	千円 6,776

議案第 1 2 号

令和 3 年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計 予算

令和 3 年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 0, 3 5 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 357
	1 一 般 会 計 繰 入 金	357
2 繰 越 金		49,780
	1 繰 越 金	49,780
3 諸 収 入		220
	1 貸 付 金 元 利 収 入	220
歳 入	合 計	50,357

歳 出		
款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 50,357
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	50,357
歳 出 合 計		50,357

議案第 13 号

令和 3 年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

令和 3 年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 75,936 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 58,230
	1 使 用 料	58,230
2 財 産 収 入		10,705
	1 財 産 運 用 収 入	10,705
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 県 債		7,000
	1 県 債	7,000
歳 入 合 計		75,936

歲 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		千円 75,936
	1 事 業 費	75,936
歲 出 合 計		75,936

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾管理事業費	千円 7,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	7,000	/	/	/

議案第 1 4 号

令和 3 年度鳥取県収入証紙特別会計予算

令和 3 年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 1 4, 4 7 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		1,267,157 <small>千円</small>
	1 証 紙 収 入	1,267,157
2 繰 越 金		47,317
	1 繰 越 金	47,317
歳 入	合 計	1,314,474

歳 出		
款	項	金 額
1 一般会計等繰出金		千円 1,274,474
	1 一般会計等繰出金	1,274,474
2 諸 支 出 金		40,000
	1 償 還 金	40,000
歳 出 合 計		1,314,474

議案第15号

令和3年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

令和3年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,243千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 41,760
	1 財 産 売 払 収 入	41,760
2 繰 越 金		18,462
	1 繰 越 金	18,462
3 諸 収 入		21
	1 雑 入	21
歳 入 合 計		60,243

歳 出		
款	項	金 額
1 県立学校農業実習費		千円 57,243
	1 県立学校農業実習費	57,243
2 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		60,243

議案第 16 号

令和 3 年度鳥取県育英奨学事業特別会計予算

令和 3 年度鳥取県の育英奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 648,166 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 216
	1 一 般 会 計 繰 入 金	216
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		647,940
	1 貸 付 金 元 利 収 入	647,940
歳 入	合 計	648,166

歳 出		
款	項	金 額
1 育英奨学資金貸付事業費		千円 648,166
	1 育英奨学資金貸付事業費	648,166
歳 出 合 計		648,166

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	令和4年度から 令和8年度まで	424,200 ^{千円}
育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	令和4年度から 令和9年度まで	493,020

企 業 会 計

議案第17号

令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 年間処理水量 | 7,162,000立方メートル |
| (2) 一日平均処理水量 | 19,622立方メートル |
| (3) 処理区域市町数 | 4市町 |
| (4) 建設改良費 | 431,731千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 流域下水道事業収益	1,321,382千円
第1項 営業収益	666,399千円
第2項 営業外収益	654,983千円
支 出	
第1款 流域下水道事業費用	1,247,184千円
第1項 営業費用	1,226,374千円
第2項 営業外費用	20,810千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額232,471千円は、引継金227,549千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,922千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	436,543千円
第1項 企業債	101,000千円
第2項 国庫補助金	214,583千円
第3項 建設事業費負担金	106,625千円
第4項 他会計負担金	5,625千円
第5項 他会計補助金	8,710千円

支 出

第1款 資本的支出	669,014千円
第1項 建設改良費	431,731千円
第2項 企業債償還金	93,283千円
第3項 他会計借入金償還金	144,000千円

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 101,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又

		<p>全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。</p>
<p>(一時借入金)</p> <p>第6条 一時借入金の限度額は、101,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費 15,080千円</p> <p>(他会計からの補助金)</p> <p>第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、75,380千円である。</p> <p>令和3年2月26日提出</p>				

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第18号

令和3年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 119,236,109 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	1,961,095千円
第1項 営業収益	1,843,703千円
第2項 営業外収益	117,392千円
支 出	
第1款 電気事業費	1,954,634千円
第1項 営業費用	1,781,096千円
第2項 営業外費用	173,538千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額290,570千円は、過年度分損益勘定留保資金284,203

千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,367千円で補てんす

るものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	175,340千円
第1項 企業債	64,000千円
第2項 固定資産売却代金	10千円
第3項 繰延運営権対価	111,330千円

支 出

第1款 資本的支出	465,910千円
第1項 建設改良費	70,098千円
第2項 企業債償還金	352,332千円
第3項 一般会計繰出金	43,480千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電所保護継電器ほか点検業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	6,143千円
東部事務所運転監視業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	120,720千円
加地発電所制御装置更新	令和4年度	143,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

電気事業費に充当	千円 64,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
<p>(一時借入金)</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、64,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費 340,986千円</p> <p>(2) 交際費 50千円</p> <p>(他会計からの補助金)</p>				

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の児童手当に要する経費 2,214千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第19号

令和3年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水事業所数 | 99事業所 |
| (2) 年間総給水量 | 13,372,300立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 40,300立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	556,395千円
第1項 営業収益	417,814千円
第2項 営業外収益	138,581千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費	706,325千円
第1項 営業費用	615,486千円
第2項 営業外費用	90,839千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額151,066千円は、過年度分損益勘定留保資金130,959千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,107千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 529,220千円

第1項 企業債 221,100千円

第2項 出資金 308,120千円

支 出

第1款 資本的支出 680,286千円

第1項 建設改良費 221,194千円

第2項 企業債償還金 459,092千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	千円 221,100	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものと

する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、221,100千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 19,667千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 291千円

(2) 職員の児童手当に要する経費 360千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、21,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第20号

令和3年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 | 1.2ヘクタール |
| (2) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 | 0.4ヘクタール |
| (3) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 | 14.4ヘクタール |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 埋立事業収益	286,497千円
第1項 営業収益	252,095千円
第2項 営業外収益	34,402千円
支 出	
第1款 埋立事業費	251,113千円
第1項 営業費用	222,950千円
第2項 営業外費用	28,163千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額195,021千円）

は、過年度分損益勘定留保資金65,723千円及び当年度分損益勘定留保資金129,298千円で補てんするものとする。)

支 出

第1款 資本的支出 195,021千円

第1項 他会計からの長期借入金償還金 190,000千円

第2項 利子補給金返還金 5,021千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、94,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,165千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 437千円

(2) 職員の児童手当に要する経費 96千円

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第 2 1 号

令和 3 年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	8 2 2 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	2 3 5, 0 3 1 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	2 8 0, 9 8 6 人
(4) 一 日 平 均 入 院 患 者 数	6 4 4 人
(5) 一 日 平 均 外 来 患 者 数	1, 1 6 1 人
(6) 主要な建設改良事業	
医療機器備品	8 4 9, 8 5 9 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病院事業収益	2 6, 9 5 5, 6 5 1 千円
第 1 項 医 業 収 益	2 2, 5 9 1, 8 5 4 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	4, 2 4 4, 6 1 9 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 1 9, 1 7 8 千円
支 出	

第1款 病院事業費用	27,997,325千円
第1項 医業費用	27,310,783千円
第2項 医業外費用	649,266千円
第3項 特別損失	37,276千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,673,384千円は、過年度分損益勘定留保資金1,673,384千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,033,105千円
第1項 企業債	864,900千円
第2項 負担金	973,933千円
第3項 補助金	4,272千円
第4項 一般会計精算金受入	190,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,706,489千円
第1項 建設改良費	916,294千円
第2項 企業債償還金	2,790,195千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院医療情報システム（R	令和4年度から	115,464千円

IS/PACS) 保守業務委託	令和9年度まで	
中央病院医療情報システム(心電図システム) 保守業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	19,212千円
中央病院医療情報システム(内視鏡・超音波システム) 保守業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	30,089千円
中央病院医療情報システム(電子X線システム) 保守業務委託	令和4年度から 令和7年度まで	1,892千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	千円 864,900	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経

費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,693,443千円

(2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 院内保育所の運営に要する経費 21,324千円

(2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費 39,239千円

(3) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 176,103千円

(4) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 283,057千円

(5) 職員の児童手当に要する経費 95,874千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,163,408千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機器備品	厚生病院血管造影X線診断装置	一式

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治